

件名：中小企業施策利用ガイドブック
(平成27年度版) (増刷)

入 札 説 明 書

中小企業庁長官官房業務管理官室

内 訳

入 札 説 明 書

入 札 書

委 任 状

予算決算及び会計令(抜粋)

経済産業省入札心得

仕 様 書

契 約 書 (案)

入札説明書

中小企業庁の調達契約に係る入札公告（平成27年3月26日付け公示）に基づく入札については、関係法令及び経済産業省入札心得に定めるもののほか下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 契約の名称 中小企業施策利用ガイドブック（平成27年度版）（増刷）の印刷製造請負契約
- (2) 仕様 別添仕様書のとおり。
- (3) 履行期限 別添仕様書のとおり。
- (4) 納入場所 別添仕様書のとおり。

(4) 入札方法

- (イ) 入札金額は、印刷製造請負に係る全体の価格で行う。
- (ロ) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領（昭和38年6月26日付け38会第391号）により、平成25・26・27年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格「物品の製造」の「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。
- (4) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (5) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
平成27年4月6日（月） 11時
経済産業省別館8階835号室
開札は入札終了後直ちに行う。
- (2) 競争参加者は、提出した入札書の変更及び取消しをすることができない。
- (3) その他の事項については、経済産業省入札心得の定めにより実施する。

4. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

5. 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、今契約は本予算成立後の契約となるため、開札時点では落札予定者とし、本予算の成立をもって落札者の決定とする。

6. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

7. 契約書作成の要否 要

8. 支払の条件等 契約書（案）による。

9. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
支出負担行為担当官 中小企業庁長官官房参事官 米村 猛
中小企業庁長官官房参事官室
〒100-8912 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

10. その他

(1) 平成25・26・27年度競争参加資格（全省庁統一資格）における「資格審査結果通知書」の写し1部を入札前に提出すること。

(2) この調達に関する照会先

<照会先（契約条項）>

中小企業庁長官官房業務管理官室 飯島・平澤
電話 03-3501-1762（ダイヤルイン）

<照会先（仕様書）>

中小企業庁長官官房広報相談室 安藤
電話 03-3501-1709（ダイヤルイン）

委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
中小企業庁長官官房参事官 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、中小企業施策利用ガイドブック（平成27年度版）（増刷）の印刷製造請負契約に関し、次の事項に関する権限を委任します。

- 委任事項
1. 入札（見積り）に関する事
 2. 開札の立会いに関する事

記

代理人氏名

代理人使用印鑑



(参 考)

予算決算及び会計令 (抜粋)

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- ① 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
 - ② 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
 - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき
 - ⑦ この項（この号を除く）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。